

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月21日から同年7月21日まで

私は、B社に入社後、平成元年6月21日付けの辞令を受け、A社C事業所に転籍した。

A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成元年7月21日となっているが、正しい厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年6月21日ではないかと思う。

転籍後の平成元年7月25日に支給された給料からも社会保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「人事履歴」、労働者名簿、同社の回答及び同社の関連会社であるA社の回答から判断すると、申立人が、B社及びA社に継続して勤務し（平成元年6月21日にB社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年7月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時の事務手続に誤りがあったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成元年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡国民年金 事案 2568 (事案 1311 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 47 年末から 48 年初めの頃、A 市の広報により、国民年金保険料の特例納付ができることを知り、私の妻が、集金人に対し、自宅で私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を依頼し、保険料相当額を渡したと記憶していることなどから、未納とされていることに到底納付できないとして、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたところ、申立期間当時、同市では、特例納付が実施されていなかったなどの理由で記録の訂正が認められなかった。

その後、A 市役所に行った際、職員から「昭和 44 年に特例納付に関する法改正が行われたので、そのことを対象者に通知した。特例納付制度が無かったというのは間違い。」と言われ、年金事務所に行ってみよう助言された。

私は、A 市から通知があったので申立期間の国民年金保険料を納めており、特例納付に関する法改正は昭和 44 年、48 年及び 53 年に行われているが、私の納付は特例納付の第 1 回目であった。

未納期間については国民年金保険料を納付しているはずであり、再度、申立内容を調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 5 月に払い出されていることが確認できるのみで、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の国民年金保険料を一括して納付するためには、第 2 回又は第 3 回の特例納付の実施時期に納付することになるが、当時、A 市には嘱託職員による集金制度は無く、納付組織による国民年金加入手続や特例納付での国民年金保険料の収納も行っていなかったことが確認できるとと

もに、同市では職員による特例納付の国民年金保険料の収納は行っておらず、市役所本庁内及び支所内には金融機関、郵便局等の納付窓口は無かったことが確認され、申立内容とは一致しないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 5 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたところ、申立期間当時、A市では、特例納付が実施されていなかったなどの理由で記録の訂正が認められなかったが、その後、同市職員から、「特例納付制度が無かったというのは間違い。」と言われたとして、再度調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしいと再申立てを行っている。

しかしながら、前述のとおり、当委員会は、申立期間当時、A市において特例納付が実施されていたことを前提とした上で、その徴収方法について調査及び検討したところ、同市には嘱託職員による集金制度は無く、納付組織（申立人が主張するところの集金人）による収納も行っていなかったと判断したものである。

また、今回、A市に再確認した結果においても、同市は同市に居住する特例納付対象者に対して実施されていた申立期間の特例納付は、申立人が主張するところの集金人による保険料の徴収では行われていなかった旨回答している。

なお、改めて、申立人の妻に聴取したところ、「結婚直後に、私が夫の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を近所に住んでいた集金人に納付したと記憶しているので、夫の申立期間に係る保険料も、同様に近所に住んでいた集金人に納付したと思う。」と供述している。しかし、申立人夫婦に係る改製原戸籍及び住民票により、申立人の妻は昭和 45 年 10 月 15 日にB県C町（現在は、D町）からE県A市へ転居し、同年 11 月\*日に婚姻していることが確認できるものの、C町が作成した申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿によると、46 年 1 月 6 日に職権により婚姻後の氏名及び住所が記載され、昭和 45 年度の保険料の納付は、昭和 45 年 4 月から同年 10 月までの月数に相当する「7」と記載されていること、及びA市が作成した申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿によると、作成年月日は 46 年 4 月 1 日、昭和 45 年度の保険料は納付と記載されていることから、申立人の妻は、昭和 46 年 4 月 1 日にC町からA市へ国民年金の住所変更手続をし、同月に、45 年 11 月から 46 年 3 月までの保険料を、A市において、まとめて現年度納付したと考えるのが自然である。申立人の妻が、集金人に対し、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする記憶は、前述のことを示していると考えるのが合理的である。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から48年3月まで

私は、妻との結婚に当たり、商売をしていた義父の心意気に打たれ、商売の道に進むことになった。義父母も大変喜んでくれて、「これからは全部任せてほしい。」と言われ、大切にしてもらった。

妻の実家の商売を手伝い始めて7年を過ぎた頃、A県B市で独立することになり、開業資金など1,000万円程を義父母が負担してくれ、この時に手渡されたのが夫婦の年金手帳で、薄茶色の複数冊だったと記憶している。

こんなに大切にしてくれた義父母が、私の分のみの国民年金保険料を納付していないはずはなく、しかも、義父母、義兄、義姉及び妻の5人は年金を受給しており、私一人の記録が無い<sup>おぼ</sup>なんて到底考えられない。

義父から手帳を手渡されたことを鮮明に憶えているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が昭和40年11月にC市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金加入時から定期的に国民年金保険料を納付してくれていたはずと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和48年4月13日にD市において払い出されている上、当該記号番号の払出時点において、申立期間のうち、40年11月から45年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立期間のうち46年1月から47年3月までの期間は、現年度納付をすることができない期間であり、申立内容は不自然である。

また、その後遡って保険料を納付又は一括して納付したとの主張も無く、

それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の義父母、妻、義姉及び義兄についても申立人と同様に義父が国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと主張しているが、義母、妻及び義姉の国民年金手帳記号番号はC市において払い出されていることが確認できるものの、義父の国民年金手帳番号は払い出されていないこと、及び義兄についても結婚した昭和 37 年頃に義父が同市において国民年金の加入手続をしたとの主張とは異なり、53 年 12 月に同市において国民年金手帳記号番号が払い出されている上、申立人と同様に申立期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立人の義父が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、年金手帳等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする義父は既に死亡しており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 14 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 4 月から平成 14 年 9 月まで

申立期間は、国民年金の第 3 号被保険者期間であることを承知していたが、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、将来受給する年金額への加算があると思い、A 市民センター又は B 銀行 C 支店において、国民年金保険料を納めた。年金額への加算が無いのであれば、申立期間に納めた国民年金保険料を返金してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付したとする機関のうち、B 銀行 C 支店に照会した結果、当該銀行における振込依頼書の保管期限は 10 年間であることから、申立期間のうち、平成 13 年度及び 14 年度の振込依頼書は保管されているところ、申立人が国民年金保険料を納付したことを推認できる振込依頼書は見当たらない上、12 年度以前の振込依頼書については、保管期限の経過により保管されておらず、当時の納付状況を確認することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする A 市民センターは、その開設が申立期間途中の平成 6 年 6 月 1 日であり、当該市民センターが預かっていた国民年金保険料の集金を行っていた D 銀行にも、当時の納付状況を確認できる記録は残っていない。

さらに、申立期間において申立人の夫が勤務していた E 事業所 F 支店から提出された夫に係る源泉徴収票（平成 3 年から 14 年までの各年分）に記載された社会保険料控除額は、夫の厚生年金保険料及び G 国民健康保険料に、給与支給額から推認できる雇用保険料を加えた額と近似しており、当該社会保険料控除額に申立人に係る国民年金保険料が含まれていた事情はうかがえない。

加えて、申立期間は、国民年金の第3号被保険者期間となっており、国民年金保険料を納付することを要しない期間である上、オンライン記録から、申立人に係る第3号被保険者の記録は、第3号被保険者制度の発足直後の昭和61年4月18日に社会保険事務所（当時）において入力されていることが確認できるため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が、発行（送付）されていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。  
申立期間は、A社からB社C支店に転職した時期であり、いずれかの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間以前から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人が、「申立人がA社に勤務していたことは記憶しているが、勤務していた期間は分からない。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は昭和 41 年 5 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、社会保険関係の事務を行っていたとする当時の事業主は既に死亡しており、前述の被保険者原票により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、「申立人を記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者原票の「厚生年金保険進達記録」欄には、申立人が昭和 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出が同年 3 月 28 日付けで社会保険庁（当時）に進達されている記録が確認できる。

2 雇用保険の被保険者記録により、申立人のB社C支店における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和39年5月21日であることが確認できることから判断すると、申立人が同日以降同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社C支店は、「申立期間当時の人事関係資料は保管していない。」と回答している上、当時の事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、B社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式）によれば、申立人が昭和39年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時、B社C支店における雇用保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は雇用保険の被保険者資格を取得した時期から、半月から1か月半後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が入社した当時の上司であったとする者は、「私も入社後しばらくしてから厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主のいずれかにより給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立事業所に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4417

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 6 日から平成 11 年 3 月 27 日まで

A社を退職後、B社に勤務していたC氏の紹介で、昭和 46 年から、D社においてE業務の仕事を始めた。最初は請負の形で仕事をしてしたが、ある時期から同社の社員となり、給与から社会保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のD社（平成5年5月30日にF社に商号を変更後、14年12月3日に解散）に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、オンライン記録によりD社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人が同僚として名前を挙げた5人については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないことから、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことを推認することができない。

また、オンライン記録により、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても、回答は得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたのは、平成3年11月1日から5年4月28日までの期間であり、申立期間のうち昭和46年4月6日から平成3年10月31日までの期間及び5年4月28日から11年3月27日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

加えて、G市の記録によると、申立人は昭和47年10月1日から平成11年3月18日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。